# 第12回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2012年4月3日(火)10:00~11:20

2. 場 所 中央合同庁舎4号館10階 1015会議室

3. 出席者 原子力委員会

近藤委員長、鈴木委員長代理、秋庭委員、大庭委員、尾本委員原子力被災者生活支援チーム

高畠室長

外務省 軍縮不拡散·科学部 軍備管理軍縮課 谷內首席事務官

環境省 水大気環境局土壤環境課

牧谷課長

独立行政法人日本原子力研究開発機構

伊藤理事

内閣府

中村参事官

## 4. 議 題

- (1) 除染モデル実証事業等の成果報告について(内閣府原子力被災者生活支援チーム、環境省、独立行政法人日本原子力研究開発機構)
- (2) ソウル核セキュリティ・サミットに係る結果概要について(外務省)
- (3) その他

#### 5. 配付資料

- (1-1)除染モデル実証事業等の成果報告について(内閣府原子力被災者生活支援チーム資料)
- (1-2)警戒区域、計画的避難区域等における除染モデル実証事業 報告の概要(内閣府原子力被災者生活支援チーム、独立行政法人日本原子力研究開発機構資料)

- (1-3) 平成23年度「除染技術実証試験事業」の結果報告(内閣府原子力被災者生活支援チーム、独立行政法人日本原子力研究開発機構資料)
- (1-4) 除染の今後の取り組み (環境省資料)
- (2)野田総理のソウル核セキュリティ・サミット出席(概要)(外務省資料)
- (3)第6回原子力委員会定例会議議事録
- (4)第7回原子力委員会定例会議議事録
- (5)第8回原子力委員会定例会議議事録
- ( 6 ) ご意見・ご質問コーナーに寄せられたご意見ご質問 (期間:平成24年3月15 日~平成24年3月28日)

## 6. 審議事項

(近藤委員長) それでは、おはようございます。第12回の原子力委員会定例会議を開催させていただきます。

本日の議題は、1つが、除染モデル実証事業等の成果報告についてお話を伺うこと。2つが、ソウル核セキュリティ・サミットに係る結果概要についてお話を伺うこと。3つ、その他でございます。よろしゅうございますか。

それでは、まず最初の議題から、事務局、お願いいたします。

(中村参事官) 1番目の議題、除染モデル実証事業等の成果報告についてでございます。本日 は内閣府原子力被災者生活支援チームの高畠室長、環境省水大気環境局土壌環境課の牧谷課 長、独立行政法人日本原子力研究開発機構の伊藤理事よりご説明いただきます。よろしくお 願いいたします。

(高畠室長) 内閣府の原子力被災者生活支援チームの高畠と申します。よろしくお願いいたします。私のほうからは資料1-1に従って、除染モデル実証事業の成果報告会の結果について簡単にご説明いたします。

先週の月曜日、3月26日に福島市の公会堂において開催いたしました。参加者につきましては主に自治体の関係者あるいは除染事業関係者を含めまして1,200人ほど集まったということでございます。この中で除染モデル事業の成果報告として、面的な除染の効果についての結果概要、及びその各除染手法ごとの分析あるいは共通事項に関する分析評価ということで、除染の計画の策定あるいは除染技術、除去物と仮置き場の設置、最後に放射線管理といったところを共通的な事項についても分析評価をいたしました。もう一方、モデル事

業等の中で除染技術実証試験事業、これも行っておりましたので、これについても成果を報告して、今後の取組ということで環境省からご説明をしたというプログラムで進めました。

今回その報告会の様子ですが、結構参加者の関心は高く、1,200名の方々ほとんど途中で離席するということも少なくて、技術的な質問等々も数多く寄せられました。また、モデル事業の各エリアごとの成果なり技術実証試験におきましてはポスターセッションも開催しましたが、そこでも非常に参加者の問い合わせが多く、関心の高さが見られたところでございます。こういったことで、後ろのページに写真で成果報告会の様子が記載されておりますので、ご参考までにごらんください。

あと、具体的な成果報告につきましては、日本原子力研究開発機構の伊藤理事から説明を お願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

(伊藤理事) 日本原子力研究開発機構の理事の伊藤でございます。本事業を内閣府より受託いたしましてこの事業を実施させていただきました。資料1-2、それから1-3に基づきましてポイントをご説明させていただきたいと思います。

まず、資料1-2を1枚めくっていただいて、3ページに今回のモデル実証事業の概要と 実施体制というのをまとめてございます。内閣府から原子力機構が事業を受託いたしまして、 企画公募により警戒区域あるいは計画的避難区域等の全部で12市町村を対象に、そこにご ざいますような大成建設、鹿島建設、大林組といったゼネコンを中心とした各チームに実際 の除染作業を行っていただきました。各グループにはそれぞれ線量率のさまざまなレベルの 地域が含まれるように、また1枚めくっていただきますと4ページですが、除染対象につき ましても農地ですとか建造物あるいは公共的施設、道路、森林といったものが含まれるよう な形で除染事業を行ったところであります。

本資料では5ページに今回行いました除染対象ごとに少し分析をさせていただきましたので、それに基づいてご説明させていただきたいと思います。

まず、宅地でございますけれども、8ページをごらんいただけますでしょうか。まず、宅 地周りのホットスポットと申しますか、どういったところに放射性セシウムが多く蓄積され ているかということをまとめたのが8ページのグラフでございまして、主に雨の流れによっ てたまる雨樋ですとか雨だれ部に放射性セシウムが特に多く滞留しているということが確認 されました。

また、こういった状況を踏まえまして、9ページ、10ページには屋根の除染についてのデータをまとめてございます。

また、13ページをおめくりいただけますでしょうか。先ほど申し上げました放射性セシウムの多く蓄積している雨樋の部分の除染について、例えば拭き取りによる効果と高圧水洗浄による効果を比較したものをまとめてございます。前者27%~92%、高圧水洗浄だけですと66%ということで、水等の除染に伴って汚染水が発生しないという意味では拭き取りのほうが作業性がよいのではないかというような結果が出てございます。

それから、少し飛びますが、農地の状況、24ページをごらんいただけますでしょうか。 24ページのこのグラフは深さ方向の放射性セシウムの分布状況を汚染レベルによって少しまとめたものでございますけれども。これからわかりますのは、表層から大体深さ5cmまでに80%以上の放射性セシウムが付着・残留するという傾向が確認できたところであります。

そういった状況を踏まえまして、26ページにはさまざまな除染方法を試した結果につきまして表面の汚染密度の低減率をまとめたものであります。撹拌希釈、反転耕、天地返し、表土の剥ぎ取りとございますけれども、いずれもそこにございますような表面汚染密度の低減効果が確認されております。発生する除去物の土壌量という意味におきましては、表土剥ぎ以外につきましてはほとんど発生しないということでございますので、今後農地の除染につきましては除去物の発生量あるいはその処理というのを見通した形で適切な除染方法を選択することが重要かと思います。

続きまして、道路に関する知見と結果でございますけれども、28ページに具体的な除染方法の写真がございますが、29ページをちょっとごらんいただきますと、いわゆるアスファルトの道路ですと、表面2、3mmのところにほとんどの放射性物質が留まっているということが確認されております。

そういった状況を踏まえますと、32ページのグラフにございますような、アスファルト 道路の除染につきましては、この緑の棒グラフの右半分にありますようなウォータージェット、ショットブラスト、TS切削機といったような表面を薄く剥ぎ取る方法が汚染の低減率 という面ではよろしいのではないかという結果が得られております。

続きまして、森林・樹木についてでございます。森林につきましては広葉樹と落葉樹で放射性セシウムの沈着の状況等に差が見られておりますが、39ページにおのおのの常緑樹林、落葉樹林に対する除染効果をまとめてございます。いずれも下草刈りあるいは落ち葉層の除去、さらにその下の腐葉土、リター層と呼んでございますけれども、そこまで取ることによって50%~60%ぐらい表面の汚染密度低減が確認されたということであります。

また、41ページには森林の除染に当たりまして住宅地、生活圏からどの程度奥まで森林を除染するかについて実験を行ったところですが、おおむね林縁部から10m程度まで除染することによって空間線量の低減効果が確認された。それ以上奥に進んでも余り線量全体を下げるという意味では効果は少ないという状況にございます。

それから、42ページ以降は除染に付帯する作業についての分析ということで、洗浄水の 処理でございますとか、除去物の発生量、仮置き場あるいは作業員の放射線被ばくについて のデータをまとめてございます。

43ページをごらんいただきますと、除染に伴って発生した水ですけれども、これはさまざまな処理方法がございますけれども、おおむねいずれの処理方法によっても排水基準を満たす結果が得られております。

それから、除去物の発生量につきましては45ページ、46ページにございますけれども、 先ほど農地のところで申し上げたように、おおむね表土から5cm程度に80%以上の放射 性物質が留まっているということを踏まえれば、あとは除染目標でございますとか除去物の 発生量等を考慮しながら、実際の剥ぎ取りの厚さというのを設定することが適切だろうとま とめてございます。

それから、仮置き場について47ページ以降にさまざまな方式ごとの仮置き場をまとめさせていただいております。51ページに、今回設置いたしました仮置き場等の設置の前後で空間線量率がどう変化したかというのがこの51ページの表の一番右に書かれてございます。いずれの場所におきましても除去物の搬入設置後はむしろ設置前に比べて低減するというような結果が得られております。

52ページには作業者の被ばく管理の状況が書かれてございますが、いずれも法令で定める5年間100mSv、1年間50mSvを相当程度下回ってございますけれども、やはり空間線量率の高い大熊町あたりですと、個人最大線量が6.96mSvというような状況になってございます。

あと、54ページ以降ずっと各地域ごとに、今回どれぐらい実際に空間線量が下がったのかというのをまとめてございます。年間の積算線量が比較的低いところでは宅地等における線量の低減率というのは $20\%\sim30\%$ 、例えば58%ージにありますような大熊町役場などの比較的年間の積算線量の高いところでは50%、60%の低減率が確認されているというような状況にございます。

続きまして、資料1-3につきましてご説明したいと思います。1枚めくっていただきま

して1ページですが、これは今後の実用化が見込まれる新しい除染技術を公募いたしまして、 半年弱の短い期間ではありましたが、技術的な実証試験を行っていただいたものであります。 1ページの表にありますように、除染対象物ごとに全部で25の技術を採択し、実証試験を 行ったものであります。

まず、土壌についての状況でございますけれども、2ページにありますように、土壌の除染、減容化につきましては土壌の分級と言われる、いわゆる粒子のサイズによって土壌をふるい分けすることによって粘土層とか比較的粒径の小さいところに沈着しております、くっついておりますセシウムを分けるというような方法でございますとか、研磨、洗浄、あるいは熱処理を加えることによってセシウムを引きはがすといったような技術について実証が行われました。

3ページにありますような1,300℃前後の熱を加えることによってセシウムを効果的に分離することができるといったようなことも確認できましたが、土壌につきましてはいずれの技術も80%以上の除染効果が確認されたところでありますけれども、本格除染におきましてはその適用範囲ですとかコストを今後とも見極める必要があると考えてございます。

道路の除染につきましては5ページ以降にまとめてございますけれども、5ページに5つほどの技術を比較してございますけれども、特殊な水を使う除染、あるいは表面を薄く剥ぐというような超高圧水洗浄とかウェットブラストというような技術について確認が行われました。いずれも、特殊水につきましては余り効果は確認できなかったところでありますけれども、超高圧水洗浄とかウェットブラストのような表層を薄く剥ぐ技術については高い除染効果が確認できたと考えております。

それから、水の処理につきまして7ページ、8ページにまとめてございますけれども、いずれの技術につきましても、先ほど申し上げたような排水基準を満たすような効果が確認されているところでありますけれども、必ずしもセシウム吸着剤などを使用しなくても凝集作用とろ過との組み合わせによって十分濃度を下げられるというようなことも確認されております。

それから、木材の除染につきまして9ページ、10ページにございますけれども、ご案内のとおり、福島は森林が7割を超えている地域でございますので、非常に森林の除染あるいは木材の除染というのは大きな課題でありますけれども。まず、水洗いによって樹皮では概ね30%以上、それから木質のがれき、いわゆる丸太のようなものでは80%以上について除染効果が認められております。また、併せて焼却による減容ということもこの中では試験

を行ったわけでございますけれども、適切な飛散防止、フィルターをつけることによって小型焼却炉でも高減容が可能だというような結果が確認されたところであります。

ご説明は以上でございます。

(牧谷課長) それでは続きまして、今後の取組ということで環境省からご説明を申し上げます。この資料でございますが、1月末に公表いたしました除染ロードマップの主要部分でございまして、1ページ目にありますものが当面1月から半年程度の間の除染の工程でございます。一番上の計画の欄ですが、この除染ロードマップをもとにいたしまして、各市町村と現在実施計画を調整中でございます。年度内を目途にやってまいりましたが、若干遅れておりまして、年度に少し入るという見通しでございます。

その次の欄にありますように、モデル事業によりまして知見の集積を図りつつ除染を進めるということが基本方針でございまして、今ご説明がありました内閣府のモデル事業が3月末までで一応とりまとめ、その後環境省におきましても高線量地域におきますモデル事業を実施予定でございます。一部常磐道におけるモデル事業が始まっておりますので、3月の中ごろから始まっているようになってございます。

次に、先行除染と申しまして、次の欄に書いてございます本格除染を実施するに当たりまして、その準備的な除染ということで先行除染と呼んでおります。役場、公民館でありますとか常磐道あるいは上下水道等のインフラ施設、これらの除染を進めてまいります。

こういった準備的な除染の上に立って本格除染ということで、既に放射線のモニタリングでありますとか建物の状況調査等が一部スタートしているところでございます。今後住民の同意の取得を随時とりまして、除染の本格的な着手ということにつなげてまいりたいと思っております。

また、一番下にありますように、仮置き場の設置につきましてもできるだけ早期に確保すべく現在努力中ということでございます。

次のページをごらんいただきますと、この約二、三年間でどのような除染を進めるかという工程表でございます。要すれば濃度ごとに避難指示解除準備区域、それから居住制限区域、それから帰還困難区域というものが今後各市町村において区域見直しが行われるわけでありますが、それに沿って24年度、5年度進めていきたいということでございます。ただ、市町村の状況によりましていろいろ濃度の状況違いますので、市町村の状況をよくお聞きしながら市町村計画をまとめてまいりたいと、このように考えております。

ただし、50mSv以上超の帰還困難区域につきましては当面モデル事業によりまして知

見の集積あるいは作業員の安全確保の方策ということをまとめていきたいと考えているところでございます。

最後の3ページ目でございますが、除染工程が今後具体的にどのように流れていくかということが書いてございます。現在の土地の関係人の把握でありますとか、放射線モニタリング等を進めておりまして、順次できたところから除染方法の確認及び除染の同意をいただいて着手してまいりたいと考えております。

次に、最後の1枚の裏表の資料でございますけれども、環境省におきましても技術実証事業というものを23年度補正によりまして実施中でございます。2月末まで公募いたしまして、3月22日に22件の選定をしたところでございまして、今後これらの実証事業の実施をいたしまして、とりまとめを9月ごろに考えているという予定でございます。

最後のページの別紙につけてございます22の事業につきまして採択され、今後契約など を経まして実証事業の実施ということを進めてまいりたいと、このように考えているところ でございます。

以上でございます。

(近藤委員長) どうもありがとうございました。

それでは、ご質問ご意見をお願いしますといいつつ、私から1つ2つ教えてほしいことがあるのですけれども。まず、報告会ですか、これは大変たくさんの方、1,200人というのはすごい数だと思うのですけれども、当日会場でどの程度の資料を参加者にお渡ししたのですか。このきょうお話のパワーポイントのような資料をお渡ししたのですか。それが1つです。

二つ目は、今の実証事業等に対して、これぱっと見ると全部国内の方が請け負っているような気がするのですけれども、海外にもいろいろ技術を持っている人がいますね。こういう海外の専門家というか技術を取り入れていくことについてどういう考え方で対処されようとしているのか。直接海外の方が日本で作業することは実際的には難しいということもあるのかもしれないと思いつつ、いわゆる国際社会のルールの中でこういう事業を扱っていく必要があるところ、その基本的な考え方を教えていただければと思います。

それから3つ目は、このJAEAさんでやられたこの除染モデル事業の結果をずっとながめていますと、やはり期間が短かったこともあるのかなと思うのですけれども、個別技術の実証試験の事業と、この区域、面展開したモデル実証事業との間のギャップを感じる、もう少し別の言い方をすれば、恐らくこの低減率60%、30%という数字がなぜそうなったか

の分析、個別技術としてはもう少し上がるはずのところ、面展開するとこんな数字になっているところに当然理由があるわけで、その分析なくして、急いでこの結果をもって、面的展開というのはこんなものということで、自治体の方にこのような地域の除染は当面無理だからあきらめましょうということになるのは、ちょっと残念。実は、面的取組の方法に、こうやればもっと違った結果になるに違いないとか、あるいは現場での試行錯誤がこのプロセスに組み込まれていたのかと。時間が短くて、多分そういう試行錯誤も分析も余りなかったのではないかなと。今後につなげるそういう分析・教訓まで整理されているのかというところがちょっと心配なのです。

そういう意味で引き続きこういう面展開のモデル事業を環境省のほうでやられるのかなと 思いますけれども、あるいは国としてはこの辺はこれに懲りずというか、これで結果と思わ ないで、さらに効果的かつ効率的な事業の取組方についての研究を進められるべきだと思う のですが、その辺についてどうお考えかということです。

それから最後は、準備区域は実態として線量的に言いますとその他の地域と同レベルです。 福島県郡山とかその他の地域と線量的な意味ではもう事実上余り変わらないところ、当然の ことながら今人が住んでいないということで国としてこういう取組をやることから入るわけ ですけれども、どこかで、これはもちろん準備区域という言葉を解除すればそうなるという ことなのかもしれませんけれども、ほかの区域とのバランスの問題が出てくることになるよ うに思うのです。ですから、そのあたりは政治的にきちんと整理していかなければならない のかなと思うのですけれども、それについての考え方についての議論は進められているのか どうか。

ちょっとといいつつ、4つになりましたけれど、教えていただけますか。

(高畠室長) 1つ目ですが、報告会の中で資料はそれぞれのプレゼンテータがそれぞれの資料 を使ってやりました。だから、きょうここに持ってきた資料はその概要版ということで、そ れをすべてまとめた資料でして、本当はもっとたくさん資料があります。

(近藤委員長) それを配られたんですか。

(高畠室長) ええ、配りました。

(近藤委員長) そうですか。それはすばらしい。

(高畠室長) それがご必要ということであれば、また後ほど。

(近藤委員長) いえいえ、いいです。多くの方がちゃんとした情報を持って帰ったということ であれば、それで大変結構だと思います。 (高畠室長) 2つ目のモデル事業と個別技術実証事業のギャップという話ですけれども。委員長おっしゃるとおり、非常に短い時間で緊急的に立ち上がった、昨年9月の二次補正予算予備費で今年度中にやるということで入札にも相当時間もかかりまして、モデル事業自体は11月18日からスタートして、実証事業も非常に急いでやったところですが。やはりそこは個別実証事業で出た成果をこのモデル事業に使えているのかというと、なかなか同時期に進んだということもあってそこは難しいところがあります。ただ一方で、非常に超高圧の水で舗装道路を洗うというような手法については比較的早く成果が出ましたので、一部のものについてはそれをモデル事業の中でも使ってみたということではあります。

今回個別実証事業でいろいろな成果が出ましたけれども、効果はあるにしても、コストの面とか、除去物量がどのぐらいになるかという阻害要因等もありますので、そこで成果が出たからといってすぐにアプライできるかというと、若干そこは議論があるところでもあると思います。そういった意味ではきちんとそこら辺が精査できて今回の面的なモデル事業に生かしきれたかというと、若干そこはどうしてもタイムラグが生じてしまうということはあります。

今後も環境省で、先ほど説明がありましたとおり、個別技術実証事業は進んでいきます。 モデル事業については内閣府では今回で終了ですけれども、高線量地域においてはまたこれ 進んでいくところでもありますので、今回のこういった経験を踏まえて次の展開を考えてい くべきではないかと思っております。

あと、3番目の準備区域の話ですが、ここはモデルでこういったものが出ましたけれども、 実際は政治的というか自治体との調整を踏まえながらやっていくというのに一番重きを置い ているところでして、今回の結果で非常に線量高いところはなかなか20mSvを切ること ができないとか、そういったのは参考としてこういった情報は皆さんの頭の中に入っており ますが、実際決めるとき、そういった準備区域とか線引きのときには市町村との話し合いの 中で決まってくるということでもありますので、今回の事業がどこまで参考になるかはちょっと難しいところでありますが、今後はそういった形で進めていくことになろうかと思います。

(伊藤理事) ちょっと補足させていただきますと、技術実証につきましては今回25件採択しておりますけれども、約300件の応募がございました。今回提案に当たっては国内に事業所といいましょうか法人といいますか拠点を持っていらっしゃるところに限定して募集をさせていただきましたけれども、提案された技術の中には海外のこういった技術とか、あるい

はこういう除染剤を使って実証してみたいというような提案もあったと記憶してございます。 今後引き続きまた環境省等においてもいろいろな技術実証を行われると思いますけれども、 海外のすぐれた技術についてはそういった形で提案していただき、またその中で適用を考え ていただくのがよろしいのではないかと個人的には考えてございます。

(近藤委員長) それでは、鈴木代理。

(鈴木委員長代理) 私からは、今の海外の話も聞きたかったのですが、もう1つ自治体との関係についてです。既に各自治体が除染計画をつくっていますよね。今回のような情報を自治体の計画にどうやってうまく組み入れていくのかということについてお聞きしたい。先ほどの説明資料の中には自治体と調整しつつだったか、説明会があると書いてありましたけれども。現実に具体的な例でもいいのですけれども、この成果をうまく利用して除染計画をこう変えていくというような傾向にあるのかどうか、ちょっとそれをお聞きしたいのが1点と。

もう1つはコストのお話が出ましたが、この資料の中にはコストのデータがないのですけれども、今後はやはり除染費用を考えていく上でもこのような費用との関係というのは重要だと思うので、それらのデータというのはある程度は公開されるのか、何か今後そういう検討をするグループというのは立ち上がるのかどうか。ちょっとその辺をお聞きしたい。この2点をお願いします。

(高畠室長) すみません、最初のコストの話ですけれども、コストについては今回実はモデル 事業まだ終了していない地点も幾つかありまして、若干コスト面までの分析には至ってはい ないのですが、今後この事業すべての地域で終了して、4月には除染がすべて終了して、そ の原状回復等ありますが、最終報告書をまとめることになっております。そのときまでには 各除染手法ごとに標準的に作業した場合どれぐらいコストがかかるのか、あるいは人日、歩 掛ですね、そういったものも出していきたいと思っております。

こういった歩掛とかコストの話も含めて、今回成果報告会で自治体関係者相当いらっしゃいましたので、当然自治体が計画的避難区域や警戒区域以外のところの自治体はみずから除染計画をつくっていかなければいけないということでもありますので、今回のこの手法のそれぞれの効果、コスト、あと廃棄物量、こういったものをいろいろ参考にしながら自治体のほうで計画策定が進むのではないかと考えております。

(鈴木委員長代理)では、コストのデータは最終報告書には出るということですか。はい、わかりました。

(近藤委員長) 関連してですけれども、私どもはシステム屋でシステム屋のばかさかげんがあ

るのだけれども、こういう研究、実証試験というのが終了するとシミュレーションプログラムをつくりたくなるのですよね、プランニング用の。さっき申し上げたのもそこに関係するので、これはもうデファクトスタンダードであって、これに合うようにモデルをつくるべきなのか、いやいや、実はこれはたまたまこういう技術をやった結果としてのスナップショットであって、もっとうまくやる方法があったに違いないので、それは実は隠れているパラメータとして用意して、こういう可能性も考えて計画していいのだよということをいうようにつくるかということは大きな選択なのですね。

そこのところのアナリシスがまだなされているように見えないということをさっき申し上げたのですけれども。いずれそういう格好のものにまとめていくべきだと私はまだ思っているのです。そういうこのモデル事業の最終報告書というのはまさにこうなったという書き方なのか、これを総合してもう一度因数分解をしてシミュレーションプログラムにまとめ上げてこういう可能性があるんだよというところの可能性のレンジもつかめるようなシステムにまとめるおつもりがあるのかないのかということが知りたかったのです。その辺はどうなのですか。JAEAさんもそういうのはもともと得意なはずなので。

(伊藤理事) 今の委員長のご質問に対する直接のお答えになるかどうかわかりませんけれども、今回の発表では個別の除染技術の話以外に除染計画の策定ですね、モニタリングを含めた計画立案についてどういうレッスンズ・ラーンドがあったのかについても一応ご報告させていただいております。まだ詳細な分析途上でありますけれども、原子力機構のほうで開発しました除染効果システム、CDEといういろいろな地形情報、面的情報に例えば家屋の今回得られた除染率は何%~何%、グラウンドであれば何%~何%というような情報を入れると、一応面的に除染効果がシミュレーションできるというシステムを今回試しに使ってみたと。最終報告書にはそういった除染計画のツールみたいなものとしてこういうものがありますよというご報告もさせていただきたいと思ってございます。

## (近藤委員長) 秋庭委員。

(秋庭委員) ありがとうございます、ご説明いただきまして、さまざまな取組がなされているということがよくわかりました。今の委員長とのやりとりのことの続きをお伺いしたいと思います。さまざまな効果的な技術がどういうものがあるかということがわかったのですが、その地域に応じてどのような技術を組み合わせて、そしてコストもなるべく安くということで、そうやって組み合わせてマスタープランをつくっていくのは、これは環境省がおやりになるのか、あるいは地元の自治体なのかというところをぜひ知りたいと思うのです。そして、

地元自治体がつくる場合は、それをだれがアドバイスしてつくるのか、なかなかそういうことをシミュレーションして、自治体の中も大変広くて、その地域ごとに随分使われる技術が違うと思いますので、そういうことを全体的にアドバイスできる方を派遣できるのかどうなのか、常駐していらっしゃるのかどうなのかということを伺いたいと思います。これが1つ目です。

それから、個別の技術のことについてお伺いさせていただきます。一番心配なところというか、今後まだやっていかなければならないのは森林のところだと思うのです。先ほどの森林のほうの技術の、こちらの除染技術実証試験事業の結果概要のところで、森林においても除染技術のいろいろな実験が行われているということがわかったのですが、この低減していく、効果を上げるというのはなかなか難しいのだなということもわかりました。

そこで、そして森林は伐採していくなど廃棄物の量も大変な量になっていくと思うのですが、この廃棄物をうまくリサイクルするというようなことは何か実証実験のところであったのかどうなのかということ。減容化というのはありましたが、さらにそれを生かして使っていくということも今後考えていかなければならないかと思いましたので、そこをお願いいたします。

そして最後に、環境省で今進められているロードマップのところなのですけれども、ロードマップでやはり一番困難なところ、大変なところは住民の方の同意の取得ではないかと思います。これの進みぐあいというのもぜひお伺いさせていただきたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

(高畠室長) 1つ目のさまざまな効果的な技術の話で、地域に応じてどういった組合せでつくっていくか、コストの部分もありますし、一番大きいのは当然効果的な、線量が一番下がる技術をとればいいのですけれども、やはり仮置き場の問題がどうしてもついてきますので、廃棄物の量がどれだけ出るかというのも大きなパラメータになってくると思います。

そういった意味で、当然マスタープランというか12市町村の警戒区域、計画的避難区域 は環境省で今後除染計画をつくっていきますし、それ以外の地域についても地元の自治体が つくっていきますけれども、こういった方々にどのようなアドバイスをするのかというのは、 これは環境省のほうで福島再生事務所にいろいろと人員を配置をしておりまして、そこでそ ういった方々がその地元自治体等にアドバイスしながら。あと我々のほうとしてもこういっ たモデル事業でどんどん成果を出していきながら自治体のほうで考えていただきたいという 形で考えています。そういった意味では、派遣している者ということになると、今のところ 福島再生事務所の方々、環境省のメンバーということになろうかと思います。

あと、個別技術の中で森林とか廃棄物量、これ非常に大きくなると思うのですけれども、 うまくリサイクルできるような実証実験というのは、今回森林の洗浄とか、どれだけ木を切ってあるいは間伐したりするとどんな形で線量が下がっていくのかという実証の実験はある のですけれども、ちょっとリサイクル面については、すみません、今回は余りこの公募をして応募にかなったものがなかったということでございます。

あと、3番目は。

(牧谷課長) ロードマップにおきます住民同意でございますが、本格除染につきましては現時 点で建物の調査でありますとかモニタリングというところをまずやっておるところでござい まして、同意取得につきましてはもう少し後から始まる予定でございます。

(秋庭委員) 最初のところのお答えをいただきましたが、地方自治体の方のご負担というのはすごく大きいと思うのです。実施計画を先ほど伺いましたように、これらのものを伺って効果的なもの、そしてコスト面でもリーズナブルなものを組み合わせて計画を立て、そして住民の方々とのやりとりもしていかねばならないということで、やはり自治体の方へ全面的に環境省やあるいはモデルプラントをおつくりになったJAEAさんも併せてぜひヘルプしていただきたいなと思いましてお伺いさせていただきました。よろしくお願いいたします。

(牧谷課長)補足いたしますと、福島環境再生事務所、4月から大幅に人員をアップいたしま して、市町村のバックアップにも努めてまいりたいと思っております。

一方、今回のモデル事業の結果です。例えばコストでありますとか廃棄物の量、それから 実際の場面にどう適用したら全体として下がるかといったようなそういったプランニング、 ここは相当に技術的でありまして、実際にモデル事業に携わった方でないとわからない部分 がありますので、先ほど7月末を目途に最終報告ということでそういった適用性についての、 どのように適用するかということについての考え方もおまとめということでありますから、 それを活用してまいりたいと思います。

(伊藤理事) 補足よろしゅうございますか。自治体の計画づくりにつきましては、環境省の環境再生事務所、福島にございます。そちらのほうにJAEAからも、例えば直轄で行う11 市町村であれば各市町村に2名ずつ22名ですか、それ以外に福島県内、それから宮城、茨城とかほかの地域への除染計画の策定支援ということでも20名近い人を機構からも、既に2月ぐらいから出しております。併せて、今回除染モデル事業で民間企業からもそういう除染技術推進員というような形で、臨時で出向といいますか来ていただいた方が何人かいらっ

しゃいます。そういった方の一部につきましては引き続き環境省のほうの事務所のほうでこの除染作業に当たられるということで、そういう意味ではノウハウの継承というのも測られるのかなと期待しております。

それから、除染技術の森林の伐採とかした後の枝の資源の利活用ですけれども、ちょうどきょうの環境省の資料の一番裏の別紙のところに、技術実証として採択された22課題というのがございまして、実はこちらのほうの審査事務局をJAEAのほうでやらせていただいた関係で、今回の特徴といたしましては、そういう森林の伐採等で出てきた木材の材料についての提言というのは結構あります。例えば真ん中あたりで株式会社コンティグ・アイによる木質系廃棄物および草本系廃棄物の減容化・除染とバイオエタノール生産による再資源化でございますとか、下のほうの鴻池組のほうの有機物のバイオマスガス化発電、こういったリサイクルも念頭においた技術開発が環境省さんのほうで今回採択された技術実証の中には数多く見られるということでございます。

(秋庭委員) ありがとうございました。

(大庭委員) きょうはご説明ありがとうございました。1つだけ確認と質問です。実際の本格除染は先ほど市町村ごとにロードマップ、つまり地方自治体にロードマップづくりというものを作成いただく、ということだと思いますが、先ほどのJAEAの方からの話でもありましたように、恐らく民間企業が相当程度関与するという形になると思います。そのときの事業者の選定といっては変なのですけれども、どのような基準を満たしていればこの除染作業に参加させるのか、あるいは参加を依頼するのかについての基準は何かあるのでしょうかということです。もちろんきちんとしている事業者が多いと思いますけれども、効率的また効果的に、しかもこれは国の事業ですから、透明性、公正性の担保が必要だということを考えますと、どのような業者にこのような重要な作業をさせるかということはとても大事だと思うのですけれども、そのあたりのことはどのように国としては関与しているのかということについてお伺いしたいと思います。

(牧谷課長) どのような技術を用いるかということでございますが……

(大庭委員) いえ、違います。事業者の選定です。

(牧谷課長) はい。事業者は多分例えばゼネコンなどのジョイントベンチャーで、そこにいろいるな関係の事業者が入った事業体を形成してまずは受注するということになると思います。 そこで実際どのような技術を使って事業者が除染を進めていくかということにつきましては、 基本的には事業者とそれから契約主体である市町村がお決めになることでありまして、国と してこの会社のこの技術ということを特定することはできないわけであります。

(大庭委員) 違います、ごめんなさい。私が聞きたいのは、事業者がどのような技術を提供するかという話ではなくて、その事業者の、例えば今ジョイントベンチャーという話をしたのですけれども、事業者としての今までの業績だとか内実などを踏まえて、業者の選定をする際にどのような基準があるのか、ということについてお伺いしたいということです。

(牧谷課長) 基準というものはこれから実際の発注の場面で考えていくことになると思います。 もちろん公募をいたしまして、そこに応募されたところに技術的な要件でありますとか等々 を考えて審査をすると。それから、もちろんコスト面といいましょうかそういった面も含め て評価をするという、通常の国で行っておりますところの発注方式に従ってやっていくとい うことになります。ただ、ではどういう基準でどのような手続きをするかといったような中 身ですね、そこについては現在検討中でございます。

(近藤委員長) 一言で言うと、応募資格は何ですかと。手を挙げる資格は限定されているので すかということがご質問の趣旨だと思います。

(牧谷課長) そこも公募の時点で明らかにしてまいりますけれども、結局のところ、ある地域というかエリアを設定して、そこに対してきちんと除染ができるかどうかということでありますから、技術的なものであるとか、それから決められた時間内に決められたパフォーマンスで実施できるかといった点について具体的な基準を出して、審査していくということになるうかと思います。

(近藤委員長) 尾本委員。

(尾本委員) 2つほど。1つは、この実証試験がまだ進行中ですから、早々と結論にジャンプ するのはまずいと思うのです。この実証試験の結果、20mSv以上あるいは50mSv以 上という汚染域の人の帰還の時期について、大まかに言えばどういうようなことが言えるの か、その知見をもとにしてですね。というのが1つの質問。

それからもう1つは、全く同じ地点での経時変化データは、今回は調べていないかと思うのですが、類似の土壌条件で経時的な変化、つまり深さ方向にどこまで浸透していくのか。これは福島の場合粘土質が多いからなかなか深くはいかないという話を聞いてはいますが、その点で何か経時的な変化について新たな知見といいますか、ほかとの比較で何らかのものがあったのかどうかというのを聞きたいのですが。

(高畠室長) 1つ目ですけれども、今回面的効果がどれぐらいあったのかということで、その 20mS v がどれぐらい下がったのかとか50mS v がどれぐらい下がったのかというのは、

今回の資料の中でも最後の参考のほうに書かせていただきましたが、おおむね40mSvを超えるような地点はなかなか除染をしても20mSv以下に下げることは難しい。一方、低線量地域についても、低減率という意味ではちょっと小さいというようなところがわかってきております。ただ、これをもってすぐに帰還の時期はどうなるのかというのは非常に機微な問題でもあって、そういったところの議論というのはやはり市町村との兼ね合いとかいろいろな政治的な決定というのもありますので、この結果のみをもっていつ帰れるのかというのはなかなか言いづらいのかなと感じております。

あと、深さ方向の経時的な点については。

(伊藤理事) 経時変化というご質問ですけれども、ちょっと最初土壌について申し上げますと、 先ほども新聞報道とかあったようですけれども、時間がたつにつれてセシウムが土壌深くま でいくのではないかというような記事が出たりしました。関連で申し上げますと、昨年6月 ごろに文部科学省で土壌のマップ調査、汚染状況の調査をするために原子力機構で福島県内 で土壌のサンプリングを行いました。3月にそのまさに経時変化を調べるために私どものほ うのチームが、これは機構の独自の研究としてですが、土壌のサンプリングを行いまして、 5月か6月ぐらいにはその成果が発表できるのではないかと考えております。

したがって、そのあたりは原子力機構としてみずからのテーマとしてちょっと経時的な変化、あるいは今回除染した地域でこの汚染量がどう変化するかというようなことも含めて取り組んでいきたいと考えております。

(近藤委員長) どうぞ。

(鈴木委員長代理) ちょっと2つ3つあるのです。1つは、最終報告書が7月とおっしゃいましたか。確認なのですけれども。

(高畠室長) これはなるべく早く出したいと思っておりまして。除染は4月中にある程度終わりまして、その後原状回復等ありますけれども、7月といわずもっと早く。

(鈴木委員長代理) ええ、ぜひお願いします。

(高畠室長)はい。

(鈴木委員長代理) それから、先ほどの大庭委員の質問に対する答えの確認なのですが、現時点では応募資格はないということですか。特にないと考えてよろしいですか。さっきの実証事業のほうはモデルのときは国内にある企業を対象とされましたということでしたけれども、今の段階ではそういうことは特に考えていませんという、あるいは自治体が決めることですということなのか、ちょっと確認をしたかったのですが。

(牧谷課長) これから除染の受注者の資格は決めてまいりますということであります。

(鈴木委員長代理) まだ今のところないということですか。

(牧谷課長) 今のところ決まっていないと。

(鈴木委員長代理) 今の資格についてなのですけれども、地元自治体のときに例えば雇用効果とか、地元の雇用とかそういうことも考慮されるかどうかもちょっとお聞きしたかったのですが、今のところないということですよね。

それから3番目は、尾本委員の質問にも関係してくるのですが、除染効果をパーセンテージで示すのももちろん大事だと思うのですが、結果的にどこまで下がったかという、最後の線量レベルの数値ももうちょっと明確に、一応出てはいるのですが、まとめのところを見ると効果のパーセンテージだけが大きく出てくると、結果的に一体どこまで下がったのかというのが見えないことがあると思いますので、多分尾本委員のご質問もそれに近いと思うのですけれども。そういうふうに、それもはっきり見えるように発表していただきたいというのが私からの希望です。

(近藤委員長) どうぞ、尾本委員。

(尾本委員) 関連してですが。先ほどのお答えの中で、40mS v を超えるところについては低減率が余りよくないとこういうことをおっしゃったのですが、すなわち線形性がないということをにおわせているという感じがするのです。つまり、線量率が高い、つまり高汚染のところはそんなにはうまく除染できないかのようにおっしゃっているのですけれども、そういう汚染域依存性と言いますかね、除染率の汚染域依存性みたいなものをつかまえられているのか。あるとしたらこの資料のどこに示されているのか教えていただければと思います。

(近藤委員長) 直観的には、レベルが低いほうが難しい、高いほうは目玉を押さえれば、どん どん下がるのだと思いますけれども。どうぞ、お答えください。

(高畠室長) すみません、そういった意味ではちょっと説明不足で申しわけありません。この 資料の54ページ目から各地域の面的除染効果の数字が載っております。例えば田村市で見ると、宅地とか農地とか道路、森林でそれぞれどういった除染方法をやって、除染前の平均値、ある程度広いところでやりますので、その面的な平均値がどれぐらいで、それで除染後どれぐらいの平均値になったかと。それを比較した除染による低減率というのはこう載っております。こういった形で除染前のレベルと除染後のレベルとその低減率という形では載せております。

それで、先ほど言ったのは、要は線量の低いところはなかなか下がりにくいというのはこ

れそのとおりでございます。線量の高いところ、大熊町の役場あたりは一番最後 5 8 ページ 目に書いていますけれども、先ほどのお話で言うと、線量低減率が大体 6 割以上ということ で、線量が高くなればなるほど除去土壌の量は余り関係なくどんどん出すというような前提 条件を置けば、相当高い効果が見られるということでございます。

たださっき言いたかったのは、 $40\,\mathrm{mS}\,\mathrm{v}$  以上の地区、これは $57\,\mathrm{cmi}$  目の富岡町の夜ノ森公園と $58\,\mathrm{cmi}$  一ジ目の浪江町の津島地区と大熊町の役場周辺のこの $3\,\mathrm{d}$  力所なのですけれども、ここで除染をしましたけれども、一応の目安である年間 $20\,\mathrm{mS}\,\mathrm{v}$ 、空間線量にすると $3.8\,\mu\,\mathrm{S}\,\mathrm{v}/\mathrm{h}$  ですが、これをなかなか下回るところまではいかなかったということでございます。

(近藤委員長) はい。それでは、大体予定した時間になりました。

きょうはお忙しいところお越しいただきまして、ご懇切なご説明、どうもありがとうございました。

それでは、この議題は終わります。

(中村参事官) それでは、2番目の議題でございます。3月26日~27日に韓国ソウルで開催されました核セキュリティ・サミットの結果の報告について、外務省軍縮・不拡散科学部軍備管理軍縮課の谷内首席事務官からご説明をお願いいたします。

(谷内首席事務官) ありがとうございます。外務省、谷内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

3月26日、27日に開催されましたソウル核セキュリティ・サミットにつきましてご報告申し上げます。資料につきましては、お手元にございます資料第2号をご覧ください。

核セキュリティでございますが、2001年の米国の同時多発テロ以降、核物質、放射性物質を利用したテロを未然に防ぐための対策ということで、国際社会におきまして共通の課題になってきたものでございます。特に2009年のオバマ大統領のプラハ演説、ここですべての脆弱な核物質の管理を4年以内に徹底するという目標が定められて、その後オバマ大統領のイニシアチブによって2010年4月に第1回の核セキュリティ・サミットがワシントンD. C. で開催されたということでございます。

その後の大きな流れといたしましては、昨年の東京電力福島第一原発事故、こちらにおきましていわゆるシビアアクシデントとか核テロ対策の重要性というのが改めて想起されたということでございまして、そのような中で新規原発導入国の増加が見込まれるといったことも踏まえて、原子力安全と核セキュリティの強化が必要であるといった認識が高まってきた

というようなことが背景にございます。そういった中でのソウル核セキュリティ・サミットでございました。

26、27両日に行われた日程の中で、総理は国会日程のご多忙の中でございましたので、27日のメインの行事にだけご出席をされています。具体的には、全体会合の午前中のセッションとワーキング・ランチ、それぞれで実はこれだけ多くの国がいる中でリードスピーチをされております。午前中の全体会合におきましては、特に東京電力福島第一原発事故の教訓を踏まえた国内での具体的な措置という、これは資料の1ページ目の1の(4)の(イ)のところでございますが。具体的に申し上げますと、電源装置の増強や放射線防護車、サーベイメータといった装備の充実とか、関係機関からの共同訓練の充実、あるいは武装治安要員の増強、これは例えば警察力の増強でございますが、あるいはサイバーテロ対策、こういったことの取組を紹介されております。

また、国際な取組も充実させる必要があるいうことで、JAEAの下にございます核不拡散・核セキュリティ総合支援センター、これは2010年に設立しておりますが、こちらを通じた人的・物的支援の充実、あるいは輸送分野のセキュリティも重要だということで、これにつきましては今回英、仏、米、韓、日とこの5カ国共同でやっていくことを決めまして、日本がリード国ということになっております。こういったことを表明していただきました。

また、IAEAとの連携強化、これは例えば核セキュリティのIAEAの基金がございま すので、これに対して引き続き拠出していくといったような内容でございます。

最後に、この午後のセッションが終わって最後に首脳のコミュニケも採択しておりまして、 それは資料に別添させていただいております。

ワーキング・ランチにおきましては、特に総理からは福島第一原発事故から得られた教訓ということで、2の(2)の(ロ)のところにありますが、予想外のリスクに備えることが重要である。また、その対応策を関係者間で共有しておく必要性がある。また、事態への対処を考え続け備えることが必要であるといったようなことを発表していただいておりまして、そのご発言の後、議長の李明博大統領から、福島事故を振り返った大変率直な話を野田総理から伺えてよかったといったような発言もあったところでございます。

3ページ目に移らせていただきますが、私ども外務省としての評価といたしましては、今 回核セキュリティ・サミットのプロセスが始まって2年という、たかだか2年しか経過して いないのでございますが、各国、実は日本もそうなのですけれども、国別報告書という形で 具体的な国内措置、国際的な取組について発表したということで、非常に行動志向的な会議 になったのではないかと考えております。また、我が国に関連しましては、特に東京電力福島第一原発事故から1年というタイミングで、総理から具体的に同事故から得られた教訓に基づく国内措置等についてみずからの言葉で語っていただいた、こういったことが国際社会に一定の貢献ができたのではないかと考えております。以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございました。

それでは、ご質問ご意見どうぞ。鈴木代理。

(鈴木委員長代理) ありがとうございました。 2 年前は結構大きな目玉の提案があったのですけれども、今回の総理のスピーチの中で特に、リストはあるのですけれども、外務省としてというか日本政府として強調された点あるいは各国から評価された点、逆に各国からもうちょっとやったほうがいいんじゃないかという要請があった点、この点がもしあればちょっと補足のご説明をいただきたいというのが 1 点目です。

2点目は、細かい話で恐縮なのですが、原子力委員会の専門部会の報告書が出ているのですが、その中で個人の信頼性確認制度は導入するべきだという提案されているのですが、今回の野田総理のスピーチではさらなる検討という言葉になっているのですけれども、これは意味としては同じ意味なのか、ちょっと猶予が、ちょっとまだ決めてないのだということなのか、確認だけお願いしたいと思います。

(谷内首席事務官)ありがとうございます。1点目につきましては、まず私ども政府部内で関係省庁と協力しながら打ち合わせてこの総理のステートメントをつくってきたわけでございますが、第一に重視したのは総理のお考えとしては東京電力福島第一原発事故からの教訓をいかに世界と共有していくのかというところでございました。先ほどご紹介させていただいた総理のステートメントについては、各国からも先ほど申し上げた李明博大統領からの評価の声もございましたし、あとスウェーデンのビルト外相という方のツイッターとか、そういったところも含め、各国から評価が得られています。また、ニューヨークタイムズやワシントンタイムズといった主要国際紙でも野田総理の出席について取り上げられたということがございました。

また、福島の教訓、これを踏まえました国内的な措置に特に重点を当てたわけでございまして、委員の皆様御存じのとおり、関係の保安院等の省令がちょうど3月29日に施行されたわけでございますが、その施行される直前に総理からこれをやりますと、具体的にそういう表明をしていただいたというのは大きかったと考えております。

国際的な措置につきましても、実は目玉といたしましては先ほど申し上げた輸送の分野の

取組もございます。あと、ここには明確には書かれてはいないのですが、日米のワーキング グループというのを2010年11月に立ち上げて、過去3回開催しておりまして、日米間 で核検知とか核鑑識といった分野についての共同研究ですとかそういったことを具体的にと り進めているところでございます。これも同時に発表させていただいたところでございます。

また、報告書の中の信頼性確認措置につきましては、これは私どもも直接所掌しているところではございませんが、専門部会のご提言も踏まえながら、関係の省庁が今実際に検討しているところと承知しておりますので、そういったところからまだ検討中というか、そういう趣旨の発言になったのかと思います。

#### (近藤委員長) 秋庭委員。

(秋庭委員) 私どもの専門部会の提言書を踏まえて役に立ったと今理解をしました。ありがとうございます。またその引き続きなのですが、この核セキュリティの問題、なかなか国民にはわかりにくい問題でもありまして、専門部会の報告書にも国民への丁寧な説明や理解が重要だということを言われていますが。今回のこのセキュリティ・サミットの結果についても国民にわかりやすく伝えていくということが大変重要だと思っています。

そして、そのことについて外務省として何か既にプレスに対してはいろいろご説明していますが、国民に対して何かアピールすることを考えていらっしゃるのかどうかということが 1つです。

それから、先ほどの今回のことで輸送分野のことが改めて日本がリードしてやっていくということをご説明いただきましたが、何か具体的に日本がリードして何か会合をするとかそういうことと理解してよろしいのでしょうか。その2点です。よろしくお願いします。

(谷内首席事務官) ありがとうございます。 1 点目につきまして、委員ご指摘のとおりでございまして、核セキュリティというのは、国民がわかりにくい概念でございますので、これをいかに説明するのかというのは私どもも心砕いているところでございますが、外務省のホームページにも一番最初のトップページの右側にバナーを設けまして、そこで核セキュリティとは何かといったような、 I A E A の定義から解きほぐしまして載せております。今回発出されたいろいろな文章もそこで公表しているところでございます。

また、官邸のホームページにおきましても総理のステートメントを掲載しておりますし、 総理の瓦版というのでしょうか、予め登録している人に直接配信されるメールがあるのです が、そこにも総理がみずからの言葉で書かれているものもございます。また、プレスに対し ても事前にしっかりと何度にも分けて説明をして、実際に相当数報道もされているところで す。そういった努力を今後とも積み重ねてまいりたいと思っております。

2点目の輸送分野につきましては、関係機関と話しておりますのは、2014年、次回オランダで第3回のサミットがございますが、同サミットに向けて、これから各国で協力してやっていく内容をまとめて、こういうことをやりましょう、あるいはこういうことをやったということを提案しようと考えておりまして、具体的にはワーキンググループ会合ということで各国間の専門家会合を設けて、場合によっては関係の国際機関にも入ってもらって会合をすることを想定しています。知見を共有する、あるいは場合によっては共同研究を行う、あるいは机上演習を行うなど具体的な取組を進めていきたいと考えております。

(秋庭委員) ありがとうございました。

(近藤委員長) 大庭委員。

(大庭委員) ご説明ありがとうございました。細かい点なのですけれども、まず1つ、プレナリーセッションの発言の順番なのですけれども、カザフスタンが3番目にきていて日本が4番目というのはどういうことなのでしょうかということです。ごめんなさい、こういうのは外交的プロトコルで大事なのでちょっとお伺いしたいというのがまず1つです。

それからもう1つは、3ページの評価というところの(4)なのですが、さらに核セキュリティへの取組は、核軍縮や不拡散への取組と重なるとの認識についての発言がなされると書かれているのですけれども、不拡散と核セキュリティへの取組が重なるのはわかるのですけれども、核軍縮と重なるというのはよくわからないので、これはどういう認識が示されたのかということについてお伺いしたいと思います。

以上です。

(谷内首席事務官) ありがとうございます。まず1点目のプレナリーでの発言順でございますが、実はもともとのサミットの運営方針として、議長国としてこういう順番だと決めていた順番はございませんで、議長に各国が発言を促されてから発言リクエストボタンを押して、たまたまこうなったということでございます。もしかしたら李明博大統領の頭の中に野田総理にぜひ話してもらいたいというのは恐らくあったのかもしれません。

(大庭委員) こういう場ではさっさと発言すればいいのですけれどもね。

(谷内首席事務官) 2つ目のご質問で、核軍縮と核セキュリティ、これは一見関係ないような 感じもするのですが、実は核軍縮を通じまして兵器用の核分裂性物質の削減というのを進め る必要がございまして、FMCT (カットオフ条約) というものがございますが、例えばそ ういったものを通じてやっていくと、そもそも守るべき危険な核物質がなくなるということ から相乗効果があると、そういうことでございます。

(大庭委員) わかりました。

(近藤委員長) これは総理も言っているんです。

(谷内首席事務官) はい、ステートメントの中で。

(近藤委員長) 尾本委員。

(尾本委員) INFCIRC225のレビジョン5が公になったとか福島事故だとかそういうことに関係した新しい要素というのはあるのですが、これは前回のサミットのコミュニケと比較してですが。別添2にあるコミュニケの中で、ここは今回の新しい要素ですよというのが一体どこというふうに。つまり今回の大きな目玉となってきたのはどこなのでしょうか。225のレビジョン5とかセキュリティ安全のネクサスというのは多分もちろんそうだと思うのですが、それ以外のところでどんなものなのでしょうか。

(谷内首席事務官) ありがとうございます。委員ご指摘のとおり、核セキュリティと原子力安全のネクサス、ここは一番重要なところかと思いますが。それ以外にも放射線源に対する対処あるいは輸送セキュリティ、あるいは不正取引への対抗、こういったところで実はそれぞれリード国がありまして、例えば放射線源についてはドイツとか、輸送セキュリティは日本、不正取引はヨルダンとか情報セキュリティはイギリスとか、そういう形で具体的にリード国を決めて有志国で集まってどんどん協力を深めていこうという動きが出てきた。これは実態的な、今までよく国際会議でありますのは、定性的なことだけ述べて具体的な取組につながっていないではないかというものの散見されるかと思うのですが、これはそうではなくて具体的にそういう有志国を決めてやっていくといったところが大きなところではないのかなと思います。

(尾本委員) 今の関係では、今おっしゃったようなところについて個別にワーキンググループ、 既に先ほど一部について、例えば輸送についておっしゃっていましたが、個別にワーキング グループをつくって詰めていって、次のオランダの会議で報告をすると、そういう格好にな っていくということですか。

(谷内首席事務官) そうですね。

(近藤委員長) よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。

この議題はこれで終わります。

それでは、次の議題、その他議題、事務局何かありますか。

(中村参事官) 特に準備してございません。

(近藤委員長) 先生方、何か。よろしいですか。

それでは、次回予定をお聞きして終わりましょうか。

(中村参事官)事務局からご連絡をいたします。まず、本日の資料3~5でございますけれど も、第6回~8回の原子力委員会定例会の議事録を添付してございます。

それから、資料6ですが、ご意見ご質問コーナーに寄せられたご意見ご質問のうち、平成24年3月15日~3月28日までにお寄せいただいたご意見ご質問を整理してまとめたものでございます。今回このように整理しましたので、原子力委員会のホームページ及び虎の門三井ビル2階の原子力公開資料センターで公開します。

それから、次回、第13回原子力委員会定例会につきましては、4月10日、火曜日、10時30分からこの会議室を予定してございます。

それから、最後にご案内でございます。原子力委員会では原則毎月第1火曜日の定例会議 終了後にプレス関係者の方々との定例の懇談会を開催しております。本日が4月の第1火曜 日に当たりますので、定例会議終了後に原子力委員会委員長室にてプレス懇談会を開催した いと考えております。プレス関係者の方々におかれましてはご参加いただければ幸いです。 以上です。

#### (近藤委員長)

では、終わります。

どうもありがとうございました。

- $\overline{\uparrow}$ -